

## 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)が延長になりました

### ① 軽自動車税のグリーン化特例について(軽課)

平成27年度税制改正で実施されていたグリーン化特例(軽課)について、特例措置が1年延長になりました。平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した三輪・軽四輪で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の平成29年度の軽自動車税に適用されます。(1年のみ)

【軽乗用車】	内容	【軽貨物車】	内容
電気自動車等	おおむね75%軽減	電気自動車等	おおむね75%軽減
H32年度燃費基準+20%達成車	おおむね50%軽減	H27年度燃費基準+35%達成車	おおむね50%軽減
H32年度燃費基準達成車	おおむね25%軽減	H27年度燃費基準+15%達成車	おおむね25%軽減

※電気自動車等: 電気自動車及び天然ガス自動車です。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

#### 【軽課を適用した場合の標準税率(例)】

車種区分	標準税率	軽課		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減
四輪以上の 自家用乗用車	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

### ② 軽四輪等の税率について(グリーン化特例以外)

軽四輪等の税率は下表のとおりです。

※(1)「初度検査年月」によって税額が異なります。

車種区分		年税額			
		※(2)旧税率	※(3)標準税率	※(4)重課税率	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※(1)初度検査年月とは、最初の新規検査を受けた年月で車検証に記載されています。

※(2)旧税率は、平成27年3月31日までに初度検査を受けた新車に、初度検査から13年を経過するまで適用されます。

※(3)標準税率は、平成27年4月1日以降に初度検査を受けた新車に適用されます。

※(4)重課税率は、初度検査後13年を経過した軽自動車に対して平成28年度から適用されています。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

#### 【重課税率が適用される年度】

例1 平成15年1月～平成16年3月に初度検査を受けた車両 → 平成29年度から適用

例2 平成16年4月～平成17年3月に初度検査を受けた車両 → 平成30年度から適用

例3 平成17年4月～平成18年3月に初度検査を受けた車両 → 平成31年度から適用

### ③原付や125cc超のバイク、小型特殊自動車について

平成29年度の税額については、平成28年度と変更ありません。

問い合わせ

市税務課 課税係

TEL 22-2215

FAX 22-2247